

令和6年度 第4回
長野市社会福祉審議会資料集

令和7年1月28日(火)

長野市役所 第二庁舎 10階 講堂

資料一覧

次 第	1ページ
委員名簿	2ページ
答申予定事項	
資料 No1 ア 第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について	別冊
資料 No2 イ 令和7年度 保育所等保育料(利用者負担)について	3 ページ
資料 No3 ウ 手話言語条例の制定について	5ページ
参考資料	
参考資料① 社会福祉法(抜粋)	9ページ
参考資料② 長野市社会福祉審議会条例	10 ページ
参考資料③ 長野市社会福祉審議会運営要領	14 ページ
参考資料④ 長野市職員名簿	15 ページ

令和6年度 第4回長野市社会福祉審議会 次第

日時：令和7年1月28日（火）
午後2時45分から午後3時45分まで（予定）
場所：長野市役所 第二庁舎 10階 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 新委員紹介

4 議 事

(1) 答申予定事項

ア 第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について

(5福政第168号 令和5年5月30日諮問)

イ 令和7年度 保育所等保育料（利用者負担）について

(6福政第56号 令和6年4月24日諮問)

ウ 手話言語条例の制定について

(6福政第270号 令和6年7月18日諮問)

5 その他

6 閉 会

長野市社会福祉審議会(本会)委員名簿

選出区分	委員氏名	所属団体・役職等	所属専門分科会	備考
市議会議員	阿出川 希	長野市議会議員	児童福祉	
	桜井 篤	長野市議会議員	障害者福祉	
	寺沢 さゆり	長野市議会議員 福祉環境委員会委員長	老人福祉	
	西沢 利一	長野市議会 議長	地域福祉 民生委員審査	民生委員審査 専門分科会 会長
学識経験者	青木 寛文	長野県弁護士会	地域福祉	
	井藤 哉	長野県立大学 准教授	地域福祉	
	釜田 秀明	長野市医師会 会長	老人福祉	
	小松 仁美	清泉女学院短期大学	障害者福祉	
	高野 哲浩	成年後見センター リーガルサポートながの	障害者福祉	
	田中 亜希子	長野市教育委員会 教育委員	児童福祉 民生委員審査	
	水内 和義	吉田地区住民自治協議会 会長	地域福祉	
	水口 崇	信州大学 教授	児童福祉	児童福祉 専門分科会 会長
	山岸 明浩	信州大学 教授	老人福祉	老人福祉 専門分科会 会長
社会福祉 関係者	岩下 秀雄	長野市民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会長	老人福祉	
	小池 輝昭	長野県社会福祉士会 ばあとなあながの 運営委員会 成年後見人養成部会長	老人福祉	
	高山 さや佳	長野市ボランティアセンター運営委員会 副委員長	地域福祉	
	塚田 まゆり	長野商工会議所 副会頭	児童福祉	副委員長
	中澤 和彦	長野市社会事業協会 理事長	障害者福祉 民生委員審査	障害者福祉 専門分科会 会長
	中澤 敏子	長野市民生委員児童委員協議会 会長	地域福祉 民生委員審査	
	西島 勉	長野市社会福祉協議会 会長	老人福祉 民生委員審査	
	丸山 香里	長野市手をつなぐ育成会 会長	障害者福祉 民生委員審査	
	丸山 勝	長野市身体障害者福祉協会 副理事長	障害者福祉	
	南澤 建一	長野市老人クラブ連合会 会長	老人福祉	
	山本 悦夫	NPO法人 ポプラの会 会長	障害者福祉	
	六波羅 直貴	長野県高齢者福祉事業協会	地域福祉	
	渡邊 徹	長野市私立保育協会 会長	児童福祉	
	和田 典善	長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長	児童福祉	
臨時委員	相原 俊武	長野市歯科医師会 地域保健部 (乳幼児・学校) 部長	児童福祉	
	高山 久	長野市薬剤師会 専務理事	児童福祉	
	原田 達矢	長野市PTA連合会 会長	児童福祉	
	宮川 恭一	長野市医師会 理事	児童福祉	

令和7年1月28日

長野市社会福祉審議会
委員長 西島 勉 様

児童福祉専門分科会
会長 水口 崇

令和7年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

令和6年4月24日付けで調査・審議を付託されましたこのことにつきまして、当分科会において慎重に調査・審議をした結果、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

1 令和7年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

令和7年度の保育所等保育料については、国の動向等に大きな変化がないことから、現行の保育所等保育料を据え置きとします。

保育料基準額表は、別紙のとおり

令和7年度保育料基準額表(案)

単位:円

表1 1号認定(幼稚園、認定こども園)

階層区分	定義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0
D	211,200円以下の世帯	0	0	0
E	211,201円以上の世帯	0	0	0

年多
齢子
制力
限ウ
なし

多子
カ
ウ
ン
ト
(小
学
校
3
年
生
以
下
有
り)

表3 2号・3号認定(保育園、認定こども園、地域型保育事業)

階層区分	定義	保育料(月額)											
		3歳以上児				3歳未満児				3歳未満児			
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満	0	0	0	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950
D1	48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	19,400	9,700	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550
D3	76,000円以上 97,000円未満	0	0	0	0	24,500	12,250	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050
D4	97,000円以上 123,000円未満	0	0	0	0	31,500	15,750	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500
D5	123,000円以上 148,000円未満	0	0	0	0	40,500	20,250	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900
D6	148,000円以上 169,000円未満	0	0	0	0	44,000	22,000	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650
D7	169,000円以上 219,000円未満	0	0	0	0	50,500	25,250	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850
D8	219,000円以上 265,000円未満	0	0	0	0	53,600	26,800	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350
D9	265,000円以上 301,000円未満	0	0	0	0	54,500	27,250	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800
D10	301,000円以上 397,000円未満	0	0	0	0	55,600	27,800	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350
D11	397,000円以上	0	0	0	0	56,700	28,350	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850

年多
齢子
制力
限ウ
なし

多子
カ
ウ
ン
ト
(小
学
校
3
年
生
以
下
有
り)

表4 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定義	保育料(月額)											
		3歳以上児				3歳未満児				3歳未満児			
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	所市 得町 割村	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D1	48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D3	76,000円以上 77,100円以下	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0

年多
齢子
制力
限ウ
なし

※ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)と同居の世帯を含みます。
 ※市民税額77,101円以上のひとり親世帯等の保育料は、表1、表3にある階層区分によります。
 ※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。
 ※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。

令和7年1月28日

長野市社会福祉審議会

委員長 西島 勉 様

障害者福祉専門分科会

会 長 中澤 和彦

手話言語条例の制定について（報告）

令和6年7月18日付けで調査・審議の付託があったこのことについて、当分科会において協議・検討した結果、下記のとおり決定しましたので、報告します。

記

1 手話言語条例の制定について 別紙のとおり

2 制定に当たっての付帯意見について

社会情勢の変化や施策の進捗状況などにより、必要があると認められる場合には、本条例の見直しを図ること。

長野市手話言語条例（案）

（前文）

手話は言語である。

手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される言語である。ろう者にとって、物事を考え、意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かせない言語として、大切に受け継がれてきた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることができず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

長野市においては、障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ、地域の一員として安心して暮らせるまちを築くことを目的とした長野市障害者基本計画を策定するとともに、地域で障害者が社会参加するための環境整備に取り組んできたところである。

一方で、市民が手話に接する機会は少なく、市民の手話に対する理解が十分に深まっているとはいえない状況にある。手話による意思疎通や情報の取得ができる環境を整備するため、さらなる取組を進めていかなければならない。

そこで、手話は言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができるまちづくりが必要である。

手話が、障害のある人もない人も、互いに支え合いながら共に生きる地域社会の象徴となり、誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深め、手話が広く日常生活や社会生活でも利用される長野市を目指すためにこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者等の責務並びにろう者等の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、事業者を含む市民の手話及びろう者に対する理解の促進を図り、もってろう者とうる者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ろう者」とは、きこえない者、きこえにくい者のうち手話を使い日常生活又は社会生活を営むものをいう。

2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

（基本理念）

第3条 手話の普及等は、手話が音声言語と対等な独自の体系を持つ言語であり、ろう者が受け継いできた豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることについての市民の理解の下に、行われなけれ

ばならない。

- 2 手話の普及等は、手話が、意思疎通のための手段として選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段として選択の機会の拡大が図られることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話の普及等を推進するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する関心と理解を深めるとともに、手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(ろう者の役割)

第7条 ろう者は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策に協力するとともに、主体的かつ自主的に手話の普及に努めるものとする。

(手話通訳者の役割)

第8条 手話通訳者（市長が別に定める試験に合格した者その他市長が別に定める者をいう。第15条及び第17条において同じ。）は、基本理念にのっとり、市が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上に努めるものとする。

(県との連携協力)

第9条 市は、手話の普及等に関する施策の実施に当たっては、県と連携するとともに、県が行う手話の普及等に関する施策に協力するものとする。

(施策の策定及び推進)

第10条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画において、手話の普及等に関する必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、当事者団体等の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表しなければならない。

- 4 第2項の規定は、第1項に規定する施策の変更について準用する。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第11条 市は、市民が手話を学ぶ機会の確保をするため、手話に関する講座の開設その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市民が手話に親しみを覚える取組を行う者に対し、必要な支援を行うもの

とする。

(学校における理解の増進)

第12条 市は、学校教育において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、学校において、児童、生徒、教職員等に対し、手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(医療機関における手話の啓発)

第13条 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境にするために、手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(観光旅行者等に関する措置)

第14条 市は、観光事業者その他の関係者と連携し、ろう者である観光旅行者等が観光に関連する施設及び公共施設において、手話を使用しやすいようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話通訳者等の養成等)

第15条 市は、県と協力して、手話通訳者その他の手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上を図るものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、県と協力して、災害時において互いに支え合うための地域づくりに資するよう、手話を使うことができる者の養成を行うものとする。

(手話による情報発信)

第16条 市は、市政に関する情報を容易に得られるよう、手話による情報発信に努めるものとする。

(手話通訳者の派遣体制の整備等)

第17条 市は、ろう者が手話による意思疎通を図ることができる環境の整備に資するよう、手話通訳者の派遣その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者への支援)

第18条 市は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときに手話を使用しやすい環境の整備のために行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(災害時等の対応)

第19条 市は、災害時又は緊急時において、ろう者に対し、情報の迅速な取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第20条 市は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年3月30日長野市条例第3号

改正

平成12年9月29日条例第49号

平成14年3月29日条例第12号

平成17年3月30日条例第10号

平成20年3月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年9月30日条例第31号

平成27年3月27日条例第10号

令和2年3月30日条例第8号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第1項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第6条第1項第2号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招

集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
 - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）
 - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
 - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
 - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部会に属する委員」と読み替えるものとする。

2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように

改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年 3 月28日 条例第12号)

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年12月20日 条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年 9 月30日 条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年 3 月27日 条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月30日 条例第 8 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例(平成12年長野市条例第3号)第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第4 審議会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部福祉政策課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども政策課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者活躍支援課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部福祉政策課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。

令和6年度 長野市社会福祉審議会
長野市職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	白 井 一	
こども未来部長	島 田 浩 司	
保健所長	宮 島 有 果	
保健福祉部福祉政策課長	島 田 武 昭	
保健福祉部生活支援課長	伊 藤 晋 也	
保健福祉部次長兼高齢者活躍支援課長	北 原 孝	
保健福祉部地域包括ケア推進課長	原 宏	
保健福祉部介護保険課長	齋 藤 秀 浩	
保健福祉部障害福祉課長	高 野 晃 弘	
保健福祉部参事兼保健所総務課長（保健所副所長）	河 西 公 志	
保健福祉部保健所健康課長	佐 藤 恵 子	
こども未来部次長兼こども政策課長	丸 山 隆 文	
こども未来部子育て家庭福祉課長	中 村 元 昭	
こども未来部次長兼保育・幼稚園課長	宮 下 卓 朗	
こども未来部こども総合支援センター所長	石 坂 陽 子	

メモ欄

A series of 22 horizontal dotted lines spanning the width of the page, intended for taking notes.

A series of 20 horizontal dotted lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.